

**定款**

規程-3

**約款**

規程-7

**普通保険約款**

傷害保障付積立保険（無配当 2025）普通保険約款 ..... 規程-10

**特約**

保険料口座振替扱特約 ..... 規程-19

保険料クレジットカード扱特約 ..... 規程-21

**別表**

別表 ..... 規程-22

**ログインID利用規程**

規程-25



# 定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

※2025年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。  
変更後の内容につきましては、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）  
でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイ  
イータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡  
ください。

# 定 款

(昭和22年5月2日制定)

(令和4年7月5日改正)

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。  
英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

### 第3条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

### 第4条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役および取締役会のほか、次の機関を置く。
  - 一 監査等委員会
  - 二 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 社 員

### 第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

### 第7条 (社員の責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

### 第8条 (社員の権利義務の承継)

社員は、当社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

### 第9条 (退社員の権利)

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当社に対して権利を有しない。

## 第3章 総代会

### 第10条 (総代会の組織)

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

### 第11条 (総代の定数)

総代の定数は、200名とする。

### 第12条 (社員の選挙権およびその代理行使)

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

### 第13条 (総代の任期)

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。  
但し、原則として通算8年をこえることができない。

### 第14条 (欠員の場合の処置)

- 1 総代に欠員を生じて、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第15条 (総代の選挙)

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票(以下「社員投票」という。)によることができる。
- 3 当社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日(第2項の場合には投票締切日をいう。)の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

### 第16条 (社員投票)

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

### 第17条 (議決権およびその代理行使)

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当社に提出しなければならない。

### 第18条 (議長)

総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

### 第19条 (決議方法)

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

### 第20条 (定時総代会の招集)

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

### 第21条 (臨時総代会の招集および招集請求権)

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めるときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

## 第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

## 第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

## 第4章 総代候補者選考委員会

## 第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

## 第5章 評議員会

## 第25条（評議員会）

- 1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

## 第6章 取締役および取締役会

## 第26条（員数）

- 1 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、20名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

## 第27条（選任）

取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

## 第28条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

- 3 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、会長、社長各1名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

## 第30条（取締役会）

取締役会は、すべての取締役で組織する。

## 第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

## 第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

## 第33条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、保険業法第53条の23の3第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第34条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

## 第35条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

## 第36条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第7章 監査等委員会

## 第37条（監査等委員会）

監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

## 第38条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

## 第39条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

## 第8章 計算

## 第40条（決算期日）

当会社の決算期日は、毎年3月31日とする。

## 第41条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準

備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。

- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

#### 第42条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

#### 第43条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第41条による処分をすることができない。

## 第9章 基金

#### 第44条（基金の総額）

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

#### 第45条（基金拋出者の権利）

- 1 当会社は、基金の拋出者に対し、基金拋出契約の定めるところにより、基金拋出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拋出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拋出された基金の償却は、先に拋出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当会社は、基金の拋出者に対し、年1割を上限に基金拋出契約に定める利率で基金利息を支払う。

#### 第46条（基金の償却方法）

- 1 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。

- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第41条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

## 第10章 雑則

#### 第47条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

## 附則

- 1 令和3年7月2日付改正に関する経過措置  
令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。  
(1)第45条関係
  - 1 令和3年度の基金の拋出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
  - 2 令和3年度に募集した基金が償却された時。
- 2 令和4年7月5日付改正に関する経過措置  
当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、令和4年7月5日付改正の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

# 約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”  
を記載しています。

# 約款をお読みいただく前に

## ■約款の構成

ニッセイ傷害保障付積立保険の約款は、普通保険約款・特約・別表の順に掲載しております。

### 普通保険約款

○生命保険契約のベースとなるもので、ニッセイ傷害保障付積立保険は「傷害保障付積立保険（無配当 2025）普通保険約款」が普通保険約款となります。

### 特約

○契約者の申出にもとづいた手続きをする目的等で付加するものです。

- ・保険料口座振替扱特約
- ・保険料クレジットカード扱特約

### 別表

○普通保険約款や特約に記載している『（別表番号）』について表を活用し、まとめて記載したものです。

※別表中の備考は別表の内容を詳しく説明しているものです。あわせてご覧ください。

## ■約款条項の基本的な構成

約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

〔例〕 傷害保障付積立保険（無配当2025）普通保険約款 第8条（保険料の払込）の規定の場合  
（第3項以下は省略）

### 第8条

#### 第8条（保険料の払込）

##### 第1項

1 保険料の払込方法（回数）については月払とし、保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

##### 第1号

（1）第1回保険料の払込期月  
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで

##### 第2号

（2）第2回以後の保険料の払込期月  
月ごと応当日の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

##### 第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

##### 第1号

（1）第1回保険料の保険料期間  
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

##### 第2号

（2）第2回以後の保険料の保険料期間  
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

# 傷害保障付積立保険（無配当2025）普通保険約款目次

## この保険の趣旨

### 第1編 この保険契約の給付に関する規定

#### 1. 傷害死亡保険金、死亡保険金、満期保険金

第1条 傷害死亡保険金、死亡保険金、満期保険金

第2条 傷害死亡保険金の削減支払

#### 2. 保険金の受取人

第3条 保険金の受取人

第4条 遺言による死亡保険金受取人の変更

### 第2編 保険契約の取扱に関する規定

#### 3. 総則

第5条 総則

#### 4. 会社の責任開始期

第6条 会社の責任開始期

#### 5. 契約締結時の書面

第7条 契約締結時の書面

#### 6. 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法（経路）

第10条 払込期月内に保険料の払込がない場合

#### 7. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第11条 請求の手続き

第12条 指定代理請求人による請求

第13条 保険金等の支払時期および支払場所

#### 8. 保険契約上の保全取扱

第14条 保険料の減額

#### 9. 保険契約者

第15条 保険契約者

第16条 保険契約者の住所の変更

#### 10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第17条 詐欺による取消

第18条 不法取得目的による無効

#### 11. 告知

第19条 告知

#### 12. 重大事由による解除

第20条 重大事由による解除

#### 13. 解約

第21条 解約

#### 14. 保険金の受取人による保険契約の存続

第22条 保険金の受取人による保険契約の存続

#### 15. 払戻金

第23条 払戻金

#### 16. 社員配当

第24条 社員配当金

#### 17. 傷害死亡保険金、死亡保険金の支払に関する取扱

第25条 傷害死亡保険金、死亡保険金の支払に関する取扱

#### 18. その他

第26条 契約年齢の計算

第27条 契約年齢または性別の誤りの処理

第28条 時効

# 傷害保障付積立保険（無配当2025）普通保険約款

## この保険の趣旨

この保険は、被保険者が傷害を原因として死亡したとき、または生存して満期を迎えられたときに所定の保険金をお支払いすることを目的としたものです。

## 第1編 この保険契約の給付に関する規定

### 1. 傷害死亡保険金、死亡保険金、満期保険金

#### 第1条（傷害死亡保険金、死亡保険金、満期保険金）

1 この保険契約の傷害死亡保険金、死亡保険金、満期保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 傷害死亡保険金	責任開始時以後に発生した傷害 <sup>1</sup> を直接の原因として、被保険者が保険期間中に死亡したとき <sup>2</sup>	<p>① 保険料払込期間中の場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <math display="block">1 \text{ か月分の保険料 (減額された場合は、減額後の保険料とします。以下、同じ。)} \times</math> <math display="block">\text{契約日からその日を含めて被保険者が死亡した日の直後の契約日の月単位の応当日 (以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)} \text{ の前日までの月数 (契約日または月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。以下、同じ。)} \times</math> <math display="block">1.1</math> </div> <p>② 保険料払込期間経過後の場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <math display="block">1 \text{ か月分の保険料} \times 36 \times 1.1</math> <p>〔ただし、被保険者の死亡した日における責任準備金（以下、この保険契約における責任準備金を「積立金」といいます。）の金額がこの金額を上回る場合には、積立金額とします。〕</p> </div>	死亡保険金受取人	<p>つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</li> <li>ii) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>iii) 被保険者の犯罪行為</li> <li>iv) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</li> <li>v) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>vi) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>vii) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> </ul>

#### 備考

##### 1. 対象となる傷害

対象となる傷害には、疾病・老衰は含まれません。また、「軽微な傷害により疾病を発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な傷害」および「処刑」については、対象となる傷害から除きます。

##### 2. 傷害を直接の原因として死亡したとき

傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害を直接の原因として死亡したときには含まれません。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(2) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき。ただし、傷害死亡保険金が支払われない場合に限ります。	① 保険料払込期間中の場合 $1 \text{ か月分の保険料} \times \text{契約日からその日を含めて被保険者が死亡した日の直後の月ごと応当日の前日までの月数}$ ② 保険料払込期間経過後の場合 被保険者の死亡した日における積立金額	死亡保険金受取人	保険契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき
(3) 満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存していたとき	満期保険金額	保険契約者	—

2 死亡保険金については死亡保険金受取人の故意により被保険者を死亡させた場合または傷害死亡保険金については死亡保険金受取人の故意もしくは重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、会社は、保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない保険金に対応する部分については、つぎのとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金受取人の故意により被保険者を死亡させた場合

次項第2号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の積立金を保険契約者に支払います。

(2) 死亡保険金受取人の重大な過失により被保険者を死亡させた場合

その部分の死亡保険金をその死亡保険金受取人に支払います。

3 つぎの第1号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には積立金（ただし、死亡保険金の金額を上限とします。）を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(1) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

## 第2条（傷害死亡保険金の削減支払）

1 前条（傷害死亡保険金、死亡保険金、満期保険金）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、積立金を下回ることはありません。

(1) 地震、噴火または津波によるとき

(2) 戦争その他の変乱によるとき

2 前項の規定にかかわらず、積立金が傷害死亡保険金を上回るときは、傷害死亡保険金を削減しません。

## 2. 保険金の受取人

### 第3条（保険金の受取人）

1 保険契約者は、傷害死亡保険金または死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。

3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金または死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から傷害死亡保険金または死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を

定めて下さい。

6 満期保険金の受取人は、保険契約者以外への変更は取り扱いません。

#### 第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（保険金の受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、傷害死亡保険金または死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

## 第2編 保険契約の取扱いに関する規定

### 3. 総則

#### 第5条（総則）

本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。

### 4. 会社の責任開始期

#### 第6条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付その他の方法により、承諾の通知を行いません。

### 5. 契約締結時の書面

#### 第7条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（電磁的方法<sup>1</sup>による場合を含み、以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
  - (1) 当会社名
  - (2) 保険契約者の氏名
  - (3) 被保険者の氏名
  - (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
  - (5) 支払事由
  - (6) 保険期間
  - (7) 保険金の額
  - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
  - (9) 契約日
  - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

### 6. 保険料の払込

#### 第8条（保険料の払込）

- 1 保険料の払込方法（回数）については月払とし、保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
  - (1) 第1回保険料の払込期月  
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
  - (2) 第2回以後の保険料の払込期月  
月ごと応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
  - (1) 第1回保険料の保険料期間  
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
  - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間  
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

#### 備考

##### 1. 電磁的方法

第7条（契約締結時の書面）および第27条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- 3 第1項第2号の保険料が、月ごと応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
  - (1) 保険契約の消滅（第17条（詐欺による取消）または第18条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
  - (2) 第14条（保険料の減額）の規定による保険料の減額
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、月ごと応当日以後払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

#### 第9条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
  - (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
  - (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
  - (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号および第3号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
  - (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
  - (2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
- 3 この保険契約の保険料率は基本保険料率とします。
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

#### 第10条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

- 1 保険料の払込が第8条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第16条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合は、会社は、解約払戻金からその時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

## 7. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

#### 第11条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、会社の定める基準を満たすときは、会社は、保険期間満了の日の翌日に保険契約者から満期保険金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める傷害死亡保険金または死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知が保険期間満了の日の翌日までになされた場合は、本項の取扱は行ないません。
- 4 会社が保険契約者に満期保険金を支払った場合で、傷害死亡保険金または死亡保険金の支払事由が生じていたときには、会社は満期保険金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、傷害死亡保険金または死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金受取人に傷害死亡保険金または死亡保険金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
  - (1) 第3条（保険金の受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
  - (2) 第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
  - (3) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による満期保険金の請求
  - (4) 第14条（保険料の減額）に定める保険料の減額
  - (5) 第15条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
  - (6) 第21条（解約）に定める解約
  - (7) 第22条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
  - (8) 解約払戻金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金の支払を除きます。）

#### 第12条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
  - (1) つぎの範囲内の者

- (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
  - (イ) 被保険者の直系血族
  - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
  - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、満期保険金の受取人のために満期保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
- (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
  - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
  - (ウ) 死亡保険金受取人
  - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、被保険者と満期保険金の受取人が同一人である場合で、満期保険金の受取人が満期保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の満期保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、満期保険金の受取人の代理人として満期保険金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が満期保険金を満期保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその満期保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に満期保険金の受取人を第3項に定める満期保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の重大事由による解除の通知については、第20条（重大事由による解除）第3項に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

### 第13条（保険金等の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、第11条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第11条第3項本文の場合、前項中「第11条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを「保険期間満了の日の翌日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 保険金を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません（ただし、第11条第3項本文の場合を除きます。）。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第11条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
この普通保険約款に定める支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第20条（重大事由による解除）第1項第3号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第11条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 前項第2号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 7 第11条第5項第8号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第22条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第22条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

## 8. 保険契約上の保全取扱

---

### 第14条（保険料の減額）

- 1 保険契約者は、保険料の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により保険料が減額された場合、会社は、満期保険金額を改め、減額分に対応する解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険料が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

## 9. 保険契約者

---

### 第15条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

### 第16条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

---

### 第17条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

### 第18条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

## 11. 告知

---

### 第19条（告知）

会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知および会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

## 12. 重大事由による解除

---

### 第20条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
  - (1) 保険契約者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または第三者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (4) 前3号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 会社は、その支払事由については、保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、

- その保険金の受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。
- (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 4 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第15条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金の受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 5 本条の規定により保険契約が解除された場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、本項において同じ。）の前日における解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、支払わない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

## 13. 解約

### 第21条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

## 14. 保険金の受取人による保険契約の存続

### 第22条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（保険料が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいつの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときで、保険金を支払うことにより保険契約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

## 15. 払戻金

### 第23条（払戻金）

- 1 解約払戻金は、つぎの金額とします。
- (1) 保険料払込期間中の場合
- 1か月分の保険料 × 契約日からその日を含めて解約払戻金を計算すべき日の直後の月ごと応当日の前日までの月数
- (2) 保険料払込期間経過後の場合
- 解約払戻金を計算すべき日における積立金額
- 2 積立金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

## 16. 社員配当

### 第24条（社員配当金）

この保険契約については社員配当金はありません。

## 17. 傷害死亡保険金、死亡保険金の支払に関する取扱

### 第25条（傷害死亡保険金、死亡保険金の支払に関する取扱）

- 1 第21条（解約）および第22条（保険金の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（傷害死亡保険金、死亡保険金、満期保険金）第1項第1号または同項第2号に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 解約がなされず、保険契約が有効中であつたとすれば傷害死亡保険金または死亡保険金が支払われる場合に限り、保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 傷害死亡保険金が支払われる場合  
会社は、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に第1条第1項第1号に定める支払額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額を傷害死亡保険金として支払います。
- (イ) 死亡保険金が支払われる場合  
会社は、解約時死亡保険金受取人に第1条第1項第2号に定める支払額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額を死亡保険金として支払います。
- (2) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 第14条（保険料の減額）および第22条の規定により、保険料が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項第1号または同項第2号に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 傷害死亡保険金が支払われる場合  
会社は、減額前の第1条第1項第1号に定める支払額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 死亡保険金が支払われる場合  
会社は、減額前の第1条第1項第2号に定める支払額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- 3 第22条第1項に定める債権者等による保険契約の解約（保険料の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

## 18. その他

---

### 第26条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約日の年単位の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）ごとに1歳を加えて計算します。

### 第27条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法<sup>1</sup>による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあつた場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であつたときは、会社は、保険契約の取消を行なうことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて取り扱います。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあつた場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて取り扱います。

### 第28条（時効）

保険金、解約払戻金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

---

#### 備考

##### 1. 電磁的方法

第7条（契約締結時の書面）および第27条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

# 保険料口座振替取扱特約

## 第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
  - 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
  - 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

## 第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

## 第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

## 第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

## 第5条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

## 第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
  - 保険料の払込を要しなくなったとき
  - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
  - 保険料の前納が行なわれたとき
  - 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき
- 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更した

ものとして扱います。

**第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）**

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとして扱います。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとして扱います。



別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 傷害死亡保険金 (傷害保障付積立保険普通保険約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 傷害であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (4) 被保険者の住民票 (5) 傷害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 傷害死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 死亡保険金 (傷害保障付積立保険普通保険約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 満期保険金 (傷害保障付積立保険普通保険約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 指定代理請求人による請求 (傷害保障付積立保険普通保険約款第12条)	(1) 代理請求の対象となる保険金の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
5. 保険金の受取人の変更 (傷害保障付積立保険普通保険約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 遺言による死亡保険金受取人の変更 (傷害保障付積立保険普通保険約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 指定代理請求人の指定・変更指定 (傷害保障付積立保険普通保険約款第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
8. 保険料の減額 (傷害保障付積立保険普通保険約款第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 保険契約者の変更 (傷害保障付積立保険普通保険約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 解約 (傷害保障付積立保険普通保険約款第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 保険金の受取人による保険契約の存続 (傷害保障付積立保険普通保険約款第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。) (3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

項 目	請 求 書 類
12. 解約払戻金その他の保険契約にもとづく支払金 (傷害保障付積立保険普通保険約款第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。</li> <li>・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。</li> </ul>	



# ログインID利用規程

お客様ID発行等、お客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。

※2025年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。  
変更後の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) で  
ご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイ  
トータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡く  
ださい。

# ログインID利用規程

(2024年9月23日改定)

## 前文

この規程（以下「本規程」といいます。）は、日本生命保険相互会社（以下「当社」といいます。）が提供するアプリ「日本生命アプリ」およびホームページ（これらを合わせて、以下「ニッセイマイページ」といいます。）等を通じて、本規程に定める当社が提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスをご利用いただく皆さま（以下「本サービス利用者」といいます。）に応じた利用条件を定めるものです。本サービスをご利用になる前に、本規程をよくお読みいただき、ご同意のうえご利用ください。

## 第1章 用語の定義

### 第1条（用語の定義）

本規程において用いられる用語の意味は、別段の定めがある場合を除き、以下のとおりとします。

用語	意味
契約者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 (1) 保険契約者 (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人 (3) 年金開始後の年金受取人 (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者 (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人 (6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
契約関係者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 (1) 被保険者 (2) 死亡保険金等の受取人 (3) 指定代理請求人 (4) 後継保険契約者 (5) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族
その他の本サービス利用者	本サービス利用者のうち、契約者または契約関係者のいずれにも該当しない者をいいます。
契約関係者等	契約関係者およびその他の本サービス利用者をいいます。
自動取引サービス	本サービスのうち、契約者がニッセイマイページ等を通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
契約関係者向けサービス	本サービスのうち、契約関係者がニッセイマイページを通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
他サービスへの連動機能	本サービス利用者がニッセイマイページ等を通じて当社または提供会社が提供するサービスを利用できる機能をいいます。
お客様番号（お客様ID）	契約者が締結している保険契約等のうち、当社が定める保険契約等（以下「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて所定の契約者に発行する番号をいい、契約者が初めてログインIDを登録するとき等に使用します。
初期暗証番号	当社が契約者に発行する番号をいい、契約者が暗証番号を登録するとき等に使用します。
暗証番号	契約者が初期暗証番号を用いて登録する任意の番号をいい、当社所定の専用端末を使用するとき等に使用します。
ログインID	本サービス利用者が登録する任意の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
ログインパスワード	本サービス利用者が登録する任意の英数字混在の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
本人認証	本サービスを利用しようとしている者が本サービス利用者本人であるかを確認することをいいます。
確認コード	本サービス利用者の本人認証のために、本サービス利用者が事前に確認コード送信先として登録したメールアドレス、携帯電話番号（これらを合わせて、以下「確認コード送信先」といいます。）に対し、当社が送信する番号をいいます。

生体認証等機能	本サービス利用者が所有する所定の端末に登録された生体認証等の機能のうち、当社が指定した機能をいいます。
生体情報	個人の顔、指紋、虹彩、声紋、掌紋等の身体の一部の特徴のうち生体認証等機能が認める情報をいいます。
ロック解除情報	P I N認証、パスコード認証、パターン認証等の生体認証等機能が認める認証情報をいいます。
認証データ	生体認証等機能に登録された本サービス利用者の生体情報およびロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報をいいます。
生体認証等	本サービス利用者の生体情報または入力されたロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報と、認証データとを照合することをいいます。
生体認証等サービス	生体認証等機能により生体認証等を行うことによって本人認証を行うサービスをいいます。
知的財産権	著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出現する権利を含みます。）をいいます。

## 第2章 本サービスの利用

### 第2条（登録）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、つぎの各号に定める方法により、申込および登録を行うものとします。
  - (1) お客様番号（お客様ID）は、契約者が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに契約者になる場合を含みます。）等に発行を申し込むことができます。このとき、契約者が未成年の場合その他当社が定める場合を除き、当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。当社が申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて契約者にお客様番号（お客様ID）および初期暗証番号を発行します。ただし、契約者が未成年の場合、この初期暗証番号を発行しないため、本サービスの一部を利用できません。
  - (2) 契約者は、前号の規定にもとづき発行された初期暗証番号を用いて、当社の定める方法により暗証番号を登録することを要します。
  - (3) 契約者は、つぎの（ア）および（イ）を用いて、当社の定める方法により、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録することを要します。
    - （ア）お客様番号（お客様ID）または保険契約を特定する番号
    - （イ）暗証番号または初期暗証番号
  - (4) 第3項に定める方法により、ログインID等を登録している場合、契約者は、当社の定める方法によりお客様番号（お客様ID）と紐づけることを要します。
- 2 前項第1号の取引口座について、当社が定める場合には、契約者に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 3 契約関係者等は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める方法により、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先等を登録することを要します。ただし、契約関係者等が未成年の場合、本サービスは利用できません。
- 4 前3項の登録には、つぎの各号に定める条件を満たすことを要します。
  - (1) 暗証番号

契約者は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様番号（お客様ID）または同数字等他人が容易に推測できる番号を暗証番号として登録してはならないものとし、当社は、登録されている暗証番号が生年月日、電話番号、住所の番地、お客様番号（お客様ID）または同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、契約者にその旨を連絡することがあります。この場合、契約者は当社が定める方法により暗証番号を変更することを要します。暗証番号の変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することがあります。
  - (2) ログインID

本サービス利用者は、確認コード送信先または任意の文字列をログインIDとして登録することを要します。1人の本サービス利用者が複数のログインIDを登録してはならないものとします。また、任意の文字列を登録する場合、数字のみの文字列や、@等の一部文字は使用できません。なお、契約者の場合、お客様番号（お客様ID）をログインIDとして登録することもできます。
  - (3) ログインパスワード

本サービス利用者は、名前、生年月日、電話番号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用しているもの、または推測しやすい並び方や安易な組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せをログインパスワードとして登録してはならないものとし、当社は、登録されているログインパスワードが名前、生年月日、電話番号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用しているもの、または推測しやすい並び方や安易な組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せであると判断した場合は、本サービス利用者にその旨を連絡することがあります。この場合、本サービス利用者は当社が定める方法によりログインパスワードを変更することを要します。ログインパスワードの変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することがあります。
  - (4) 確認コード送信先

本サービス利用者は、ご家族等と共用していないご自身の連絡先のうち、常に確認可能なものを当社が定める方法により登録することを要します。第三者の連絡先を登録してはならないものとします。

- 5 前4項にかかわらず、本サービス利用者または保険契約によっては、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。
- 6 本サービス利用者は、第1項第3号または第3項の規定にもとづき登録した確認コード送信先に対し、当社の定める方法により、ログインIDの照会またはログインパスワードの再登録を申し出ることができます。
- 7 第1項第1号のほか、契約者の申出により当社は初期暗証番号を発行します。初期暗証番号発行後は、既に登録されている暗証番号があっても、これを無効とします。
- 8 契約者は、つぎの各号に定めるメールアドレスに対して、当社の定める基準にもとづき、当社の定める方法により、メールによる初期暗証番号の発行を申し出ることができます。
  - (1) 確認コード送信先メールアドレス
  - (2) その他当社の定める方法により事前に登録したメールアドレス
- 9 本規程が適用されている契約者が、新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

### 第3条（停止・終了）

- 1 当社は、本サービス利用者に関して、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービス利用者への事前通知を行うことなく本サービスの全部または一部の利用停止・終了、登録の抹消、登録メールアドレス・携帯電話番号の削除、および、損害賠償請求等の必要な対応を行うことがあります。
  - (1) 当社に提供した登録内容の全部または一部につき虚偽（当初の登録内容に変更があったにもかかわらず変更の手続きをしなかった場合を含みます。）があった場合
  - (2) 本サービス利用者が本規程に違反した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - (3) 本サービス利用者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (4) 本サービス利用者が反社会的勢力（第15条に定めます。）に関わる者である場合、またはそのおそれがある場合
  - (5) その他、当社が利用の継続を不適切と判断した場合
- 2 契約者は、つぎの各号に定める場合、お客様番号（お客様ID）が消滅し、以降は本サービスを利用することはできません。
  - (1) 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき
  - (2) 契約者が死亡したとき
- 3 前項にかかわらず、つぎのいずれかに該当する契約者は、お客様番号（お客様ID）が消滅して以降も契約関係者等として本サービスを利用することができます。
  - (1) 第2条第1項第4号の規定によりログインIDとお客様番号（お客様ID）の紐づけを行った場合
  - (2) 第7条第1項の規定により契約内容の共有を受けた場合
- 4 第2項に定める場合のほか、契約者が当社が定める方法により申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等（ただし、他サービスへの連動機能の一部を除きます。）を停止することができます。なお、この場合でも、当社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等を再開することができます。
- 5 契約関係者（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、第7条第5項および第6項の規定により契約内容の共有が停止されて以降もその他の本サービス利用者として本サービスを利用することができます。
- 6 契約関係者等（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、当社の定める方法によりいつでも退会することができます。退会後は、本サービスを利用することはできません。
- 7 前項に定めるほか、一定期間利用がない場合等、当社の定める基準により登録を削除することがあります。

## 第3章 本サービスの内容

### 第4条（自動取引サービス）

- 1 契約者は、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める取引およびその他当社の定める取引のうち、つぎの各号に定める取引をニッセイマイページ等を通じて行うことができます。なお、取引によっては、当社へ事前に連絡すること等を要します。
  - (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
  - (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求
  - (3) 年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更
  - (4) 給付金・保険金等の請求
  - (5) 保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更
  - (6) 保険金等の受取人の変更
  - (7) 指定代理請求人の指定、変更指定
  - (8) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの申込、変更、停止

- (9) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニーズ特約等の付加
  - (10) 定期保険等の更新等の手続
  - (11) 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
  - (12) 払済保険への変更請求
  - (13) 特約変更の申込
  - (14) その他当社の定める取引
- 2 次条の規定により手数料をいただく場合は、契約者が第1項にもとづいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 3 自動取引サービスの支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- 4 自動取引サービスで、当社が契約者に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 5 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 6 ニッセイマイページの通信障害またはその他の理由により、自動取引サービスが利用できないときは、請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 7 複数の本規程適用契約がある契約者が、自動取引サービスを利用する場合（当社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。

## 第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

## 第6条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときは、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
- (1) 貸付金の利息は当社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
- (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- (3) 本規程適用契約のうち、有配当終身保険（H11）契約その他当社の定める保険契約（以下「有配当終身保険契約等」といいます。）についてはつぎのとおり取り扱います。
- (ア) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
  - (イ) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利金合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
  - (ウ) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
  - (エ) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。
- 2 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、2022年4月1日以前に保険契約者が、前項第3号（ア）の規定により貸付金の元利金の一部を返済する方法として、銀行口座振替を選択した場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところにより取り扱います。
- 3 第3条第2項の規定によりお客様番号（お客様ID）が消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

## 第7条（契約内容の共有）

- 1 契約者は、当社の定める方法により、契約者が指定した契約関係者に対し、契約に関する情報や契約者が登録している情報等の契約の維持管理等を行うために必要となる契約に関する情報の共有をすること（以下「契約内容の共有」といいます。）を、当社に委託することができます。この場合、当社は、当社所定の番号（以下「招待コード」といいます。）を契約者に対して発行します。契約関係者が契約内容の共有を受けるにあたって、契約者は契約関係者に招待コードを連絡し、契約関係者はその招待コードを当社の定める方法によりニッセイマイページに入力することを要します。
- 2 契約者は、契約内容の共有をするにあたって、つぎの各号に定める事項について、すべての契約関係者の同意を事前に得ることを要します。
- (1) 当社が契約者からの委託を受け、契約関係者に対して、ニッセイマイページ等を通じて、第4項に定める情報を共有すること
  - (2) 当社より、契約関係者に対して連絡を行う場合があること
- 3 前2項にかかわらず、つぎの各号に定める場合には契約内容の共有をすることができません。
- (1) 契約関係者が未成年の場合
  - (2) 同一契約の死亡保険金等の受取人が6人以上登録されている場合の、死亡保険金等の受取人
  - (3) その他当社が定める場合
- 4 当社は、つぎの各号に定めるとおり契約内容の共有を行います。
- (1) 当社は、契約内容の共有を受けた契約関係者に、当社の定める範囲内で、つぎの各号に定める情報をニッセイマイページを通じて表示します。

- (ア) 被保険者、死亡保険金等の受取人、指定代理請求人、後継保険契約者の場合  
当社の定める保険契約のうち、契約者が指定した契約に限り、保険契約を特定する番号・契約関係者の名前・保険金額等、当社の定める情報を表示します。
  - (イ) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族の場合  
当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、保険契約を特定する番号・契約関係者の名前・保険金額・契約者が登録している情報等、当社の定める情報を表示します。
  - (ウ) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族のうち、[家族連絡・代理手続型]の場合で、かつ保険契約者代理特約にもとづき契約者が代理対象手続きを行なう意思表示が困難であると当社が認めたとときその他の代理対象手続きを行なうことができない特別な事情があると当社が認めたととき  
当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、(イ)に定めるほか、保険料金額や保険契約貸付金の残高等の当社の定める情報を表示します。なお、契約者から当社の定める方法により請求がある場合には、これを停止します。
- (2) 前号にかかわらず、ニッセイマイページを通じて表示する情報は今後変更することがあります。
  - (3) 前2号に定めるほか、当社が必要と認める場合には、ニッセイマイページを通じて表示している情報に限らず、契約に関する情報や契約者が登録している情報等の契約の維持管理等を行うために必要となる契約に関する情報を契約関係者にお伝えすることがあります。
- 5 契約者は、当社の定める方法により、契約内容の共有を停止することができます。
  - 6 前項にかかわらず、つぎの各号に定める場合に、該当する契約関係者への契約内容の共有は停止します。
    - (1) 保険契約者変更等により、契約内容の共有を委託していた契約者から他の契約者に変更となった場合
    - (2) 契約関係者が退会した場合
    - (3) 死亡保険金等の受取人の変更等により、契約内容の共有を受けた契約関係者から他の契約関係者に変更となった場合
    - (4) 死亡保険金等の受取人・指定代理請求人・後継保険契約者・ご契約者サポートサービスの登録家族が改姓した場合
    - (5) 共有対象契約が消滅した場合
    - (6) その他当社の定める場合
  - 7 契約関係者のうち、当社の定める保険契約の指定代理請求人およびご契約者サポートサービスの登録家族については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
    - (1) 第1項により契約内容の共有を受ける場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にかかわらず、その契約関係者への通知物の送付の全部または一部を停止します。
    - (2) 第5項および第6項により契約内容の共有が停止する場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にもとづき、その契約関係者に通知物を送付することがあります。
  - 8 ご契約者サポートサービスの登録家族が、ご契約者サポートサービス規程により当社が発行した招待コードを用いて契約内容の共有を受ける場合、その後の取扱は本条の規定を準用します。

## 第4章 本人認証

### 第8条（利用時の本人認証）

- 1 本サービス利用者が本サービスを利用する際、当社は、つぎの各号に定めるいずれかの方法で、本人認証を行います。この場合、本サービス利用者は、当社の求める本人認証に応じる必要があり、また、当社にて正常に本人認証が完了した場合に限り本サービスを利用することができます。
  - (1) 当社が定める方法により、本サービス利用者がログインIDおよびログインパスワードを当社に送信し、当社が受信した情報とあらかじめ登録されている情報がそれぞれ一致していることを確認すること
  - (2) 次条に定める方法により、本サービス利用者が所有する所定の端末上であらかじめ登録した生体情報およびロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報と一致していると確認できたことを当社に送信し、当社がその情報を受信すること
- 2 前項にかかわらず、当社が定める取扱の範囲内で、本人認証を省略する場合があります。
- 3 当社は、当社の定める取扱の範囲内で、確認コード送信先に確認コードを送信する場合があります。このとき、本サービス利用者は受信した確認コードを当社の定める方法により入力することを要します。
- 4 契約者が、当社所定の専用端末を使用して、自動取引サービスを利用する場合は、第1項に定める本人認証に代えて、つぎの各号の全部または一部により本人認証を行なう場合があります。このとき、前項に代えて、当社の定める取扱の範囲内で、確認コード送信先またはその他の連絡先に確認コードを送信する場合があります。
  - (1) お客様番号（お客様ID）または保険契約を特定する番号
  - (2) 暗証番号
  - (3) その他当社の定める情報

### 第9条（生体認証等）

- 1 本サービス利用者が、前条第1項第2号の規定により本人認証を行うにあたり、日本生命アプリを本サービス利用者の端末（生体認証等機能が動作可能なものに限り、以下「端末」といいます。）にインストールする必要があります。
- 2 本サービス利用者は、生体認証等サービスを利用して取引等を行うにあたり、当社の定める方法により、認証データを使用して設定するものとします。ここで使用する生体情報は、本サービス利用者本人の生体情報のみとし、その他の者の生体情報を使用してはならないものとします。なお、生体認証等サービスを利用して取引等を行う場合において、生体情報およびロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報が当社に伝達されることはなく、また、当社のサーバ等に保

管されることもありません。

- 3 本サービス利用者は、当社の定める方法により生体認証等サービスの利用を停止することができます。
- 4 本サービス利用者以外の認証データが生体認証等機能に登録されている端末を用いて生体認証等サービスを利用して取引等が行われた場合、入力された本サービス利用者以外の認証データと本サービス利用者が所有する所定の端末上であらかじめ登録した認証データとの一致が確認されることにより、本サービス利用者本人によるものとして取り扱われます。本サービス利用者は、本サービスで利用する生体認証等機能が登載されているすべての端末に、本サービス利用者以外の認証データが登録されないよう注意するものとします。本サービス利用者以外の認証データが登録されていることに起因または関連して、本サービス利用者が被る一切の損害について、当社は責任を負いません。

## 第5章 その他

### 第10条（本サービス利用者の義務および責任）

- 1 本サービス利用者は、本サービスを利用するための通信機器やソフトウェア等の利用契約の締結をご自身の費用および責任において実施するものとします。
- 2 本サービス利用者は、本サービスの利用に際して登録したご自身に関する情報および本サービスの利用のために登録したお客様番号（お客様ID）、契約を特定する番号、初期暗証番号、暗証番号、ログインID、ログインパスワード、確認コード送信先、認証データおよび第2条第8項第2号により登録したメールアドレスを自らの責任において厳重に管理しなければなりません。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これらの漏洩・不正使用により本サービス利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 本サービス利用者は本サービスの利用にあたり、ご自身に関する真実かつ正確なデータを入力してください。登録内容に変更があった場合、速やかに登録内容の変更を行ってください。
- 4 生体認証サービスを利用する本サービス利用者は、認証データが保存された端末を、責任をもって管理するものとします。

### 第11条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、つぎの各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 他の本サービス利用者または第三者等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 他の本サービス利用者の本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (5) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力をする行為
- (6) 事実と反する情報または事実と反するおそれのある情報を提供する行為
- (7) 第三者へのなりすまし行為や意図的に虚偽の情報を送信する行為
- (8) 当社業務に支障をきたす行為または迷惑をおよぼす行為
- (9) 他の本サービス利用者のログインパスワード等を入手したり、他人にログインパスワード等を開示・提供する行為
- (10) 当社のサーバ等のコンピュータに不正にアクセスする行為や、有害なコンピュータプログラム、有害なメール等を送信または書込む行為
- (11) 本サービスを複製、改変、翻案等し、または他のソフトウェアと結合等する行為
- (12) 他の本サービス利用者の個人情報等を無断で収集・蓄積する行為
- (13) 本サービスを、本来のサービス提供の目的と実質的に異なる目的で利用する行為
- (14) アプリストアの利用規約およびポリシーに反する行為
- (15) 本サービスにおいて当社が提供する一切の情報について、無断で複製、引用、転載または転送等をする行為
- (16) その他、当社、本サービスまたは他の本サービス利用者に不利益を及ぼすと当社が合理的に判断する一切の行為

### 第12条（免責）

- 1 当社は、本サービスにおいて当社の定める利用時間内で、信頼できるサービスや情報を本サービス利用者へ提供すべく努力していますが、つぎの各号について、一切保証しないものとします。本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、ご自身が本サービスおよび本サービスにおいて提供される情報や本サービスの有用性等を判断し、ご自身の責任でご利用ください。
  - (1) 当社が提供するコンテンツ情報、第三者が管理・運営するリンクサイト内に含まれる一切の情報等を含み、提供する情報について、その正確性、最新性、真実性
  - (2) 本サービスおよび本サービスを通じて入手できる情報等が本サービス利用者の希望または期待を満たす適切なものであること
  - (3) 本サービスの提供に不具合、エラーまたは障害が生じないこと
  - (4) 本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータウィルス等の有害なものが含まれていないこと
  - (5) 本サービスの存続または同一性が維持されること
- 2 当社は、本サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、前項およびつぎの各号の事由を原因として生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がない限り、一切その責任を負わないものとします。
  - (1) 本サービスを通じて、提供するコンテンツにより、本サービス利用者を生じた損害

- (2)当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、本サービスの無断改変、本サービスに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して本サービス利用者に生じた損害
  - (3)通信回線やコンピュータの障害等による、当社のサーバやシステム、本サービスの中断、遅延、中止、データ消失等により生じた損害
  - (4)本サービスで使用する機器、機能等に起因して発生した損害
  - (5)災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由に起因して発生した損害
  - (6)ログインID、ログインパスワード、認証データ、お客様番号（お客様ID）、保険契約を特定する番号、初期暗証番号および暗証番号が詐取されたことに起因して発生した損害
  - (7)確認コード送信先に送信された情報が詐取されたことに起因して発生した損害
  - (8)本サービスを通じて最新の契約内容が共有されることに伴い、保険金・給付金等の支払の事実等を推測されたことに起因して発生した損害
- 3 本サービスに関して本サービス利用者間、または本サービス利用者と第三者との間で発生した一切のトラブルおよび紛争については、本サービス利用者の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

### 第13条（サービスの変更・中断・終了）

- 1 当社は、本サービス利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、中断、終了することができるものとします。
- 2 本サービスの全部または一部の変更・中断・終了に伴い、本サービス利用者に不利益や損害が発生した場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は一切の責任を負いません。

### 第14条（知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程にもとづく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

### 第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身について、つぎの各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約するものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）
  - (2) 暴力団等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者（以下「元暴力団等反社会的勢力」という。）
  - (3) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するもの
  - (4) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するもの
  - (5) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  - (6) その他前各号に準ずるもの
- 2 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身または第三者を利用してつぎの各号のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、本サービス利用者が、前2項の表明または確約に反したことが判明した場合には、本規程を、一切の催告を要せず直ちに解除して本サービスの提供を中止することができます。この場合、当社は、本サービス利用者に対し、その名目を問わず一切の金員の支払義務を負担しません。

### 第16条（権利義務の譲渡禁止）

本サービス利用者は、本サービスに関する本サービス利用者としての地位および当該地位にもとづく権利義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

### 第17条（本規程の変更）

- 1 当社は、つぎのいずれかに該当する場合、本サービス利用者の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。
  - (1) 本サービス利用者の利益に適合するとき
  - (2) 当社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）にもとづき必要と判断したとき
- 2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く）、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社のインターネットホームページ等で通知します。
- 3 当社は、第1項にもとづかず本規程の変更を行う場合には、変更後の規程の内容について、前項に定める方法により周知したうえで、本サービス利用者の同意を得るものとします。本サービス利用者から明示的な同意を得ることができない場合であっても、前項に定める方法により周知した後、本サービス利用者が一切の留保なく本サービスを利用した場合は、本サービス利用者は当該変更後の規程の内容に同意したものとみなします。

### 第18条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

#### 第19条（裁判管轄）

本規程および本サービスの利用に関する一切の訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本サービスを通じて、名前やメールアドレス等の連絡先等の情報を取得します。また、本サービスにおける利用履歴の情報を取得し、本サービスで登録した情報と組み合わせて、個人情報として利用することがあります。
- 2 当社は、本サービスを通じて取得した情報を以下の利用目的に利用します。
  - (1) 各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
  - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
  - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - (4) その他保険に関連・付随する業務
- 3 本サービスで取得した情報や利用履歴等の情報をもとに、グループ会社・提携会社を含む保険商品等の各種商品・サービスの案内（日本生命職員等による訪問・電話・メールおよびその他方法による案内を含みます。）をする場合があります。本サービスにおける利用履歴等の情報を分析して、新商品・サービスに関する広告のために利用する場合があります。
- 4 本サービス利用者からご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認のうえで、特別の理由がない限り速やかに対応します。  
（詳しくは、当社ホームページ「開示等請求手続きについて」(<https://www.nissay.co.jp/info/kojinjoho/kaijiseiky.html>)をご覧ください。)

なお、個人情報保護法その他の法令により、当社が訂正等または利用の停止等の義務を負わない場合、本条の定めは適用されません。

#### 第21条（被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報提供）

当社は、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者を同一とする全ての保険契約の契約内容や契約状態等の情報を、契約者を同一とする全ての保険契約の被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

#### 第22条（裏書の省略）

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

#### 第23条（経過措置）

- 1 「お客様ID規程」によりお客様番号（お客様ID）の発行を受け暗証番号を登録した契約者が、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先の登録を実施する場合、第2条第1項の規定を準用します。ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録して以降は「お客様ID規程」に代えて本規程を適用します。
- 2 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。
- 3 「お客様ID規程」が適用された契約者が、2024年10月2日以降に新たに当社と保険契約を締結する際に、本規程を締結した場合、2025年3月31日まではログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録せずに、本サービスの一部を利用することができます。この場合、「お客様ID規程」第3条および第12条の規定を適用します。
- 4 第1項または第3項の場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、第6条の規定を引き続き適用します。